

## 【調査票の記入要領】

### 1. 調査票の構成

調査票は、「2. 対象ばい煙発生施設の情報」の「施設番号」、「届出施設番号」欄に記載された調査対象となるばい煙発生施設につき1枚の調査票となっています。

### 2. 記入要領

- ・ 調査票は地方公共団体に届出されたばい煙発生施設の情報（令和6年3月31日現在）をあらかじめ記載しています。
- ・ 次頁以降の※印の項目で、記載がない又は記載誤りの場合は、赤字で追記又は訂正をお願いします。
- ・ 記入された内容についての連絡事項等がありましたら、1枚目の宛名状にある「連絡欄」に記入し、調査票と一緒に送付ください。
- ・ 手違いにより、昨年度末時点で既に廃止や廃業の届出がされていた施設に対して調査票をお届けしている場合につきましては、お詫び申し上げます。なお、そのような場合にも、3. ⑤稼働状況についての記入要領を参照いただき、調査票の返送に御協力ください。
- ・ 本調査では「受領証発行」は行っておりませんのでご了承ください。
- ・ ご不明な点がありましたらお手数ですが、下記の間合せ先までご連絡ください。

#### 【環境省大気汚染物質排出量総合調査 間合せ専用窓口】

（本調査では「受領証発行」は行っておりませんのでご了承ください。）

- ・ 開設期間： 令和6年9月2日（月） ～ 令和7年1月31日（金）
  - ・ 開設時間： 9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日及び年末年始（12/29-1/4）を除く。）
  - ・ TEL 0120-272-484（当調査の間合せ専用の電話窓口）  
（電子メールは順番に対応いたしますので、回答や対応が翌営業日以降となる場合がございます。お急ぎの際は上記の専用電話窓口をご利用ください。）
- 専用サイトURL：<https://taikimap.jp/>
- ・ 電子メール [air@sur.co.jp](mailto:air@sur.co.jp)

**記載担当者** 複数の調査票をまとめて送付する場合は、1枚目の調査票のみ記載してください。本調査票への記載内容について重大な不明点があった場合に、確認のための連絡をさせて頂くことがございます。

## 1. 工場・事業場の情報

- ① 所在地<sup>※</sup>
- ② 工場・事業場名<sup>※</sup>
- ③ 産業区分<sup>※</sup> : 空欄の場合は、コードで記入してください。  
コードは「別表1 産業区分コード表」の産業区分（記号・細区分）から最もあてはまるコードを選択し、左詰めで記入してください。

例 「飲食店、宿泊業」：「A」のアルファベット1文字。

「化学工業（無機）」：「Q1」のアルファベットと数字。

## 2. 対象ばい煙発生施設の情報

### ④ 対象施設

地方公共団体に届出されたばい煙発生施設ごとに、1施設に対して1枚の調査票をお送りしております。

調査票に該当する施設は、本項目に印刷した情報をもとに選択してください。（施設数に対して調査票枚数が不足している場合は、お送りした調査票をコピーし、工場事業場の情報の右側の空白に「コピー」と記入し、必要に応じて印刷済み箇所を赤字で訂正して御使用してください。）

- ・ 施設番号<sup>※</sup> : 地方公共団体が管理する施設番号。
- ・ 届出施設番号<sup>※</sup> : ばい煙発生施設届出書に記載された施設番号(記号)。
- ・ 同一規格施設数<sup>※</sup> : 対象施設と同一の規格である施設を有している数
- ・ 施設種別コード、施設種別名<sup>※</sup> :  
空欄の場合は、「別表2 施設種別コード表」から最もあてはまる施設種別コードを選択し、必ず4桁のコードで記入してください。施設種別名は記入不要です。
- ・ 施設区分<sup>※</sup> : 適用となる法令を以下の施設区分表から区分番号を選択して記入してください。

施設区分表

区分	適用を受ける法令
01	大気汚染防止法に規定する「ばい煙発生施設」
02	電気事業法に規定する「電気工作物」
03	ガス事業法に規定する「ガス工作物」
04	鉱山保安法施行規則別表第二で定める「ばい煙発生施設」

- ・ 設置年月<sup>※</sup> : ばい煙発生施設の設置年（西暦）、月。

### 3. 対象ばい煙発生施設の稼働状況

#### ⑤ 稼働状況（令和5年度の稼働実績）：

当該施設の令和5年度中の稼働実績の有無により、分けて記入してください。

#### 【稼働実績が無い場合】

調査対象期間における当該施設の稼働が無い場合、⑥ばい煙測定結果以降の記入は必要ありません。なお、非常用施設として届出された施設であり、且つ調査対象期間中に稼働した実績が無い場合は、【1：非常用として待機中】を、施設が廃止済みである場合は、【2：施設廃止済】を、事業所が廃止済みである場合は、【3：事業所廃止済】を記入してください。以下に該当する場合は、【4：休止中など】を記入してください。

- ・調査対象外施設（大気汚染防止法の規制対象外）
- ・調査票に記載する施設を設置していない

#### 【稼働実績が有る場合】

令和5年度の調査票対象施設の年間稼働時間を記入してください。また、可能であれば、「年間稼働時間」に加え、「通常稼働日数」、「通常稼働時間」のすべてを記入してください。なお、年間稼働時間の記入が困難な場合は、「通常稼働日数」及び「通常稼働時間」を記入してください。

- ・年間稼働時間：令和5年度の1年間における当該施設の稼働時間数を（1～8760時間）記入してください。（小数点以下を四捨五入）

例：計算例 1日8時間運転で200日稼働 →  $8 \times 200 = 1,600$  時間

1回3時間の試運転を6回 →  $3 \times 6 = 18$  時間

（スイッチが入っているだけで稼働していない（ばい煙を排出していない時間）は稼働時間に含める必要はありません。）

- ・通常稼働日数：令和5年度の1年間における当該施設の1月あたりの（1～31日）平均的な稼働日数を記入してください。（小数点以下を四捨五入）
- ・通常稼働時間：令和5年度の1年間における当該施設の1日あたりの（1～24時間）平均的な稼働時間を記入してください。（小数点以下を四捨五入）

#### ⑥ ばい煙測定結果

調査対象期間内の測定記録、又は測定委託事業者が発行する計量証明書（8頁例参照）を基に、「排出ガス量（湿り）」、「排出ガス量（乾き）」、「酸素濃度」、「水分」、「硫黄酸化物」、「窒素酸化物」、「ばいじん」（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじんは単位も含む）を記入してください。

（本調査は令和5年度の調査結果について情報提供頂くものであり、新たな測定の実施を依頼するものではありません。）

なお、調査対象期間内（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に、

- 測定を複数回実施している場合は、平均値
- 測定が実施されなかった場合は、直前の測定結果を記入してください。

- ・ 排出ガス量 ( 湿 り ) : 排出ガス量 (湿り) の測定結果(単位:  $m^3N/h$ )を記入してください。(小数点以下第2位を四捨五入)  
集合煙突等、複数の施設の排出ガス量 (湿り) を合計した測定結果の場合は、各施設に割り振った推計値を施設ごと (調査票ごと) に記入してください。
- ・ 排出ガス量 ( 乾 き ) : 排出ガス量 (乾き) の測定結果(単位:  $m^3N/h$ )を記入してください。(小数点以下第2位を四捨五入)  
集合煙突等、複数の施設の排出ガス量 (乾き) を合計した測定結果の場合は、各施設に割り振った推計値を施設ごと (調査票ごと) に記入してください。
- ・ 酸素濃度 (%) : 酸素濃度の測定結果(単位: %)を記入してください。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ・ 水分 (%) : 水分の測定結果(単位: %)を記入してください。(小数点以下第2位を四捨五入)
- ・ ばい煙測定結果 : 排出ガス (乾き) 中のばい煙 (硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん) 濃度の測定値を単位とともに記入してください。(小数点以下第4位を四捨五入。酸素換算している場合、窒素酸化物及びばいじんは、**酸素換算前の測定値**を記入してください。)

※調査票に記載した既定の単位への換算について不明な点があれば、排出ガス測定委託事業者に問合せ頂くか、もしくは計量証明書に記載の単位をそのまま記入してください。

例)  $SO_x$  [1 ppm]、 $NO_x$  [30ppm]、ばいじん [0.01g/ $m^3N$ ]の場合

硫黄酸化物 ( $SO_x$ )	単位 (選択回答)
1	a

窒素酸化物 ( $NO_x$ ) (ppm)	単位
30	ppm

ばいじん	単位 (選択回答)
0.01	a

測定結果の単位 ( ppm 又は  $m^3N/h$  ) を確認して、単位欄に該当する記号を記入してください。

測定結果の単位 (  $g/m^3N$  又は  $mg/m^3N$  ) を確認して、単位欄に該当する記号を記入してください。

#### <参考>

体積を示す単位「 $m^3$ 」(立方メートル)に付いている「N」は標準状態(0℃・1気圧(1000hPa))を示すものであり、「 $m^3$ 」の前後や上下に付いている場合がありますが、すべて同じものです。

また、「/h」は1時間あたりの排出量であることを示します。お手許の計量証明書等には1秒あたり、1分あたり、あるいは1年あたりなどで記載されている場合もございますので、単位をよくご確認ください。

その他の単位記号としては、主に以下のような記号が用いられています。

m(ミリ): 1000分の1倍、k(キロ): 1000倍、M(メガ): 1000000倍、

$\mu$ (マイク): 1000000分の1倍、ppm: 1000000分の1倍、

ppb: ppmの1000分の1倍、L(リットル): 1000分の1 $m^3$ に相当、

volまたはv/v: 体積であることを示す記号、wtまたはw/w: 重量であることを示す記号

⑦ 燃原料使用量

・コード、燃原料名称 : 以下の一覧表に記載の燃原料名称より最も当てはまるものを選択して、コード又は燃原料名称を記入してください。  
 なお、7種類以上の燃原料を使用している場合は、裏面の記入欄に記入してください。

燃原料名称一覧表

11	A重油	kL	31	都市ガス	千 m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	51	パルプ廃液	kL
1a	LSA重油 (ローサルファーA重油)		32	コークス炉ガス		53	一般廃棄物	t
12	B重油		33	高炉ガス		54	産業廃棄物	
13	C重油		34	LNG	t	55	その他の廃棄物	
14	軽油		35	LPG	千 m <sup>3</sup> <sub>N</sub>			
15	灯油		36	転炉ガス				
16	原油		37	オフガス				
18	ナフサ		38	その他の気体燃料				
19	その他の液体燃料							
21	一般炭		t	41	鉄・鉄鉱石	t	61	電気
22	コークス	42		硫化鉱				
23	木材	43		非鉄金属鉱石				
24	木炭	44		原料炭				
25	その他の固体燃料	45		原料コークス				
		46		その他の原材料				

- ・年度間燃原料使用量 : 調査対象期間における燃原料使用量を、選択した単位で記入してください。  
 複数施設の合計使用量しか把握できない場合は、施設毎に使用量を割り振り、施設毎の燃原料使用量の推計値として記入してください。
- ・備考 : 使用量の指定単位 (年間あたり) への換算が困難であれば、お手許の資料に記載の単位 (時間あたり等) をそのまま「備考」にご記入ください。
- ・硫黄分 (%) : 当該施設で使用した燃原料に含まれる硫黄分、比重、高発熱量を燃原料購入時の燃原料性状表等をもとにご記入ください。高発熱量は、選択した単位で記入して下さい。
- ・比重
- ・高発熱量

例) 燃原料性状表 [C重油性状表]

項目	単位・条件	代表性状
比重	(15℃) g/cm <sup>3</sup>	0.9500
総発熱量	KJ/kg	41,700
硫黄分	質量%	1.4

注) 指定の単位への換算について不明な点があれば、燃料調達先の事業者にご相談頂くか、もしくはお手許の資料に記載の単位をそのまま記入 (指定の単位が印刷されている場合は赤字で修正) してください。

ご協力ありがとうございました。

## 別表1 産業区分コード表

コード	産業区分		産業区分		産業区分
細区分		細区分		細区分	
A	飲食店、宿泊業（娯楽業を含む）	Q	化学工業	U	鉄鋼業
B	医療業、教育・学術研究機関（病院、学校、試験研究機関）	Q 1	化学工業（無機）	U 1	鉄鋼業（製鉄）
C	浴場業	Q 2	化学工業（有機）	U 2	鉄鋼業（鋼材）
D	洗濯業	Q 3	化学工業（石油化学）	U 3	鉄鋼業（表面処理鋼材）
E	廃棄物処理業	Q 4	化学工業（化学肥料）	U 4	鉄鋼業（鋳鋼）
F	農業、林業、漁業	Q 5	化学工業（化学繊維）	U 5	鉄鋼業（鋳鋼）
G	鉱業	Q 6	化学工業（薬品）	U 6	鉄鋼業（鋳鉄・鋳物製造業）
H	建設業	Q 7	化学工業（洗剤）	U 0	鉄鋼業（その他）
I	電気業	Q 8	化学工業（塗料）	V	非鉄金属製造業
J	ガス業	Q 9	化学工業（化粧品製造業）	V 1	非鉄金属製造業（非鉄金属の精錬）
K	熱供給業	Q 0	化学工業（その他）	V 2	非鉄金属製造業（精製）
L	ビル暖房、その他事業場	R	石油製品・石炭製品製造業	V 3	非鉄金属製造業（圧延）
L 1	ビル暖房	R 1	石油製品・石炭製品製造業（石油精製）	V 4	非鉄金属製造業（鋳物製造業）
L 0	その他事業場	R 2	石油製品・石炭製品製造業（潤滑油）	V 5	非鉄金属製造業（電線）
M	食料品製造業（飲料・たばこ・試料製造業を含む）	R 3	石油製品・石炭製品製造業（コークス）	V 6	非鉄金属製造業（ケーブル製造業）
N	繊維工業（衣服・その他繊維工業を含む）	R 4	石油製品・石炭製品製造業（グリース製造業）	V 0	非鉄金属製造業（その他）
O	木材・木製品製造業（家具・装備品製造業を含む）	R 0	石油製品・石炭製品製造業（その他）	W	金属製品製造業
P	バルブ・紙・紙加工品製造業	S	ゴム製品・皮革製品製造業	X	機械器具等製造業
P 1	バルブ・紙・紙加工品製造業（バルブ）	T	窯業・土石製品製造業	X 1	機械器具等製造業（一般機械）
P 2	バルブ・紙・紙加工品製造業（紙）	T 1	窯業・土石製品製造業（セメント）	X 2	機械器具等製造業（電気機械）
P 3	バルブ・紙・紙加工品製造業（加工紙）	T 2	窯業・土石製品製造業（ガラス製品）	X 3	機械器具等製造業（輸送用機械）
P 4	バルブ・紙・紙加工品製造業（段ボール）	T 3	窯業・土石製品製造業（かわら）	X 4	機械器具等製造業（精密機械器具）
P 5	バルブ・紙・紙加工品製造業（セロファン）	T 4	窯業・土石製品製造業（陶磁器）	X 5	機械器具等製造業（武器製造業）
P 6	バルブ・紙・紙加工品製造業（繊維板製造業等）	T 5	窯業・土石製品製造業（炭素黒鉛）	Y	その他の製造業（プラスチック製品製造業を含む）
P 7	バルブ・紙・紙加工品製造業（出版）	T 6	窯業・土石製品製造業（石綿）	Z	運輸・通信業
P 8	バルブ・紙・紙加工品製造業（印刷）	T 7	窯業・土石製品製造業（石灰製造業）	Z 1	運輸・通信業（J R）
P 9	バルブ・紙・紙加工品製造業（製本業）	T 0	窯業・土石製品製造業（その他）	Z 2	運輸・通信業（民鉄）
P 0	バルブ・紙・紙加工品製造業（その他）			Z 3	運輸・通信業（その他）

出 版 業、  
刷 業、  
同 関 連 業、  
を 含 む。

## 別表2 施設種別コード表

コード番号	施設名		施設名		施設名
0100	ボイラ	0900	窯業製品製造用の焼成炉及び溶融炉	1413	溶解炉（銅用つぼ炉）
0101	ボイラ（電力用）	0901	セメント焼成炉（乾式S P型）	1414	溶解炉（銅用反射炉）
0102	ボイラ（暖房用）	0902	セメント焼成炉（乾式N S P型）	1415	溶解炉（銅用その他）
0103	ボイラ（その他）	0903	セメント焼成炉（乾式その他）	1416	溶解炉（鉛用つぼ炉）
0200	ガス発生炉及び加熱炉	0904	セメント焼成炉（湿式）	1417	溶解炉（鉛用反射炉）
0201	ガス発生炉	0905	セメント焼成炉（レボール式）	1418	溶解炉（鉛用その他）
0202	ガス加熱炉	0906	レンガ焼成炉（トンネル型）	1419	溶解炉（亜鉛用つぼ炉）
0300	焙焼炉	0907	レンガ焼成炉（倒炎式丸窯）	1420	溶解炉（亜鉛用反射炉）
0301	焙焼炉（硫酸製造用多段炉）	0908	ドロマイト焼成炉	1421	溶解炉（亜鉛用その他）
0302	焙焼炉（硫酸製造用流動焙焼炉）	0909	石灰焼成炉	1422	乾燥炉（銅用）
0303	焙焼炉（その他の多段炉）	0910	炭素焼成炉（倒炎式丸窯）	1423	乾燥炉（鉛用）
0304	焙焼炉（その他の流動焙焼炉）	0911	炭素焼成炉（その他）	1424	乾燥炉（亜鉛用）
0305	焙焼炉（その他）	0912	陶磁器焼成炉（トンネル型）	1501	乾燥施設（カドミウム系顔料、炭酸カドミウム製造業）
0306	焼結炉（鉄鋼用）	0913	陶磁器焼成炉（その他）	1601	塩素急速冷却施設
0307	焼結炉（非鉄金属用）	0914	その他の焼成炉	1701	溶槽（塩化第二鉄製造用）
0308	焼結炉（無機化学工業用品）	0915	ガラス溶融炉（タンク炉）	1800	活性炭製造反応炉
0309	煅焼炉（鉄鋼用）	0916	ガラス溶融炉（モルホ炉）	1801	活性炭製造反応炉（ロータリー型）
0310	煅焼炉（非鉄金属用）	0917	ガラス溶融炉（その他）	1802	活性炭製造反応炉（その他）
0311	煅焼炉（無機化学工業用品）	0918	その他溶融炉	1900	塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設
0312	ペレット焼成炉（鉄鋼用）	1000	無機化学工業品又は食料品製造用の反応炉及び直火炉	1901	塩素反応施設
0313	ペレット焼成炉（非鉄金属用）	1001	反応炉（無機化学工業用品）	1902	塩化水素反応施設
0314	ペレット焼成炉（無機化学工業用品）	1002	反応炉（食料品用）	1903	塩化水素吸収施設
0400	溶鉱炉、転炉及び平炉	1003	直火炉（無機化学工業用品）	2000	電解炉
0401	溶鉱炉（鉄鋼用）	1004	直火炉（食料品用）	2001	電解炉（アルミニウム精錬用ゼーガー・ヘルグ炉）
0402	溶鉱炉（非鉄金属用）	1100	乾燥炉	2002	電解炉（アルミニウム精錬用ブレーク炉）
0403	転炉（鉄鋼用）	1101	骨材乾燥炉	2100	磷酸質肥料用の反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉
0404	転炉（非鉄金属用）	1102	セメント原料乾燥炉	2101	反応施設（磷酸質肥料用等）
0405	平炉（鉄鋼用）	1103	レンガ原料乾燥炉	2102	濃縮施設（磷酸質肥料用等）
0406	平炉（非鉄金属用）	1104	鋳型乾燥炉	2103	焼成炉（磷酸質肥料用等）
0500	金属溶解炉	1105	洗剤乾燥炉	2104	溶解炉（磷酸質肥料用等）
0501	金属溶解炉（鉄鋼精錬用）	1106	その他乾燥炉	2200	フッ酸製造用の凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設
0502	金属溶解炉（アルミニウム精錬用）	1200	電気炉	2201	凝縮施設（フッ酸製造用）
0503	金属溶解炉（その他精錬用）	1201	電気炉（製鉄用アーーク炉）	2202	吸収施設（フッ酸製造用）
0504	金属溶解炉（鉄鋼製造用）	1202	電気炉（製鉄用三相抵抗炉）	2203	蒸留施設（フッ酸製造用）
0505	金属溶解炉（アルミニウム製造用）	1203	電気炉（製鉄用低周波誘導炉）	2300	トリポリ磷酸ナトリウム製造用の反応施設、乾燥炉及び焼成炉
0506	金属溶解炉（その他製造用）	1204	電気炉（製鋼用アーーク炉）	2301	反応施設（トリポリ磷酸ナトリウム製造用）
0600	金属加熱炉	1205	電気炉（製鋼用三相抵抗炉）	2302	乾燥炉（トリポリ磷酸ナトリウム製造用）
0601	金属圧延加熱炉（鉄鋼、連続）	1206	電気炉（製鋼用低周波誘導炉）	2303	焼成炉（トリポリ磷酸ナトリウム製造用）
0602	金属圧延加熱炉（鉄鋼、バッチ）	1207	電気炉（合金鉄用アーーク炉）	2401	溶解炉（鉛二次精錬用）
0603	金属圧延加熱炉（アルミニウム、連続）	1208	電気炉（合金鉄用三相抵抗炉）	2501	溶解炉（鉛蓄電池製造用）
0604	金属圧延加熱炉（アルミニウム、バッチ）	1209	電気炉（合金鉄用低周波誘導炉）	2600	鉛系顔料製造用の溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設
0605	金属圧延加熱炉（その他、連続）	1210	電気炉（カーバイト用アーーク炉）	2601	溶解炉（鉛系顔料製造用）
0606	金属圧延加熱炉（その他、バッチ）	1211	電気炉（カーバイト用三相抵抗炉）	2602	反射炉（鉛系顔料製造用）
0607	金属熱処理炉（鉄鋼、連続）	1212	電気炉（カーバイト用低周波誘導炉）	2603	反応炉（鉛系顔料製造用）
0608	金属熱処理炉（鉄鋼、バッチ）	1300	廃棄物焼却炉	2604	乾燥施設（鉛系顔料製造用）
0609	金属熱処理炉（アルミニウム、連続）	1301	廃棄物焼却炉（一般都市廃棄物用連続）	2700	硝酸製造用の吸収施設、漂白施設及び濃縮施設
0610	金属熱処理炉（アルミニウム、バッチ）	1302	廃棄物焼却炉（一般都市廃棄物用バッチ）	2701	吸収施設（硝酸製造用）
0611	金属熱処理炉（その他、連続）	1303	廃棄物焼却炉（産業廃棄物用連続）	2702	漂白施設（硝酸製造用）
0612	金属熱処理炉（その他、バッチ）	1304	廃棄物焼却炉（産業廃棄物用バッチ）	2703	濃縮施設（硝酸製造用）
0613	金属鍛造炉（鉄鋼、連続）	1400	銅、鉛又は亜鉛精錬用の焙焼炉、焼結炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉	2801	コース炉
0614	金属鍛造炉（鉄鋼、バッチ）	1401	焙焼炉（銅用）	2900	ガスタービン
0615	金属鍛造炉（アルミニウム、連続）	1402	焙焼炉（鉛用）	2901	ガスタービン（常用）
0616	金属鍛造炉（アルミニウム、バッチ）	1403	焙焼炉（亜鉛用）	2902	ガスタービン（非常用）
0617	金属鍛造炉（その他、連続）	1404	焼結炉（銅用）	3000	ディーゼル機関
0618	金属鍛造炉（その他、バッチ）	1405	焼結炉（鉛用）	3001	ディーゼル機関（常用）
0700	石油加熱炉	1406	焼結炉（亜鉛用）	3002	ディーゼル機関（非常用）
0701	石油加熱炉（インフロー）	1407	溶鉱炉（銅用）	3100	ガス機関
0702	石油加熱炉（アップドラフト）	1408	溶鉱炉（鉛用）	3101	ガス機関（常用）
0703	石油加熱炉（その他）	1409	溶鉱炉（亜鉛用）	3102	ガス機関（非常用）
0801	触媒再生塔	1410	転炉（銅用）	3200	ガソリン機関
0802	燃焼炉	1411	転炉（鉛用）	3201	ガソリン機関（常用）
		1412	転炉（亜鉛用）	3202	ガソリン機関（非常用）

# 計量証明書の例

証明書番号：第

号

## 計 量 証 明 書

令和\*\*年\*\*月\*\*日発行

様

件名	
試料の種類	
採取の区分	
採取場所	
採取日	
受付日	

(社名)  
〒\*\*\*\*-\*\*\*\* (住所) 電話：  
計 量 証 明 書 事 業 所 \*\*\*\* 知事登録  
濃 度 第 \*\* 号  
音 圧 レ ベ ル 第 \*\* 号  
振動加速度 レベル 第 \*\* 号  
環境計量士 (登録番号)  
(氏名)

計量法第 107 条 2 号に基づく、濃度に係る計量の証明を致

この数字を調査票⑥ばい煙測定結果 (硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん) に記入してください。【単位に注意！】

計量の対象	単位	計量の結果			計量の方法
		ボイラ 1	ボイラ 2	ボイラ 3	
ばいじん	g/m <sup>3</sup> N	0.01			JIS Z 8808 (1995)
酸素 4%換算値		0.02			
硫黄酸化物	volppm	1			JIS K 0103 (1999) 6.2 イオンクロマトグラフ法
窒素酸化物	volppm	30			JIS K 0104 (2000) 5.4 フェノールジスルホン酸吸光光度法
酸素 4%換算値		37			
※排出ガスの状況 (計量の対象外)					
排ガス温度	℃	136			JIS Z 8808 (1995) 5
排ガス水分量	%	9.0			JIS Z 8808 (1995) 6
排ガス流速	m/s	2.1			JIS Z 8808 (1995) 7
湿り排ガス量	m <sup>3</sup> N/h	1,400			JIS Z 8808 (1995) 7
乾き排ガス量	m <sup>3</sup> N/h	1,300			JIS Z 8808 (1995) 7
排ガス組成	酸素	%	5.0		JIS K 0301 (1998) 5.1 オルザット式
	一酸化炭素	%	0.0		
	二酸化炭素	%	8.8		
	窒素	%	82.8		
	空気比	%	1.62		
備 考					
外注に関する事項					

この数字を調査票⑥ばい煙測定結果 (排出ガス量 (湿り)、排出ガス量 (乾き)、酸素濃度、水分量) に記入してください。

## 燃料の性状表の例

### 代表性状表

御中

- ◆ 弊社製品名：
- ◇ 出荷月：
- ◆ 代表的出荷地又は試料採取場所：

この数字を調査票⑦燃原料使用量の「燃原料の性状」の「硫黄分」に記入してください。

密度	@15°C	g/cm <sup>3</sup>	0.8437
セタン指数	(新 JIS K 2280-5式)		48.9
	(旧 JIS K 2204-92式)		51
引火点	(P M)	°C	74.0
流動点		°C	-27.5
動粘度	@50°C	mm <sup>2</sup> /s[cSt]	2.127
残留炭素分(10%残油)		質量%	0.54
反応			中性
硫黄分		質量%	0.064
窒素分		質量%	0.01
水分		容量%	0.01
灰分		質量%	0.001(-)
目詰まり点		°C	-14
曇り点		°C	-12
総発熱量(推定値)	参考値	MJ/kg	45.6
		(kcal/kg)	10900
真発熱量(推定値)	参考値	MJ/kg	42.8
		(kcal/kg)	10230

備考欄

当性状表に報告されている数値は、JIS規格等に従った試験法に基づく最新の代表値です。

「総発熱量」や「高位発熱量」は、調査票⑦燃原料使用量の「燃原料の性状」の「高発熱量」と同じ意味となります。水蒸気の凝縮潜熱を含めた発熱量で回答してください。

この数字を調査票⑦燃原料使用量の「燃原料の性状」の「高発熱量」に記入してください。  
 なお、発熱量については、MJ、kcal のどちらで記入いただいてもかまいませんので、記入いただいた単位を選択肢より選択してください。【単位に注意！】